

競 技 会 細 則

昭和 50 年 9 月 17 日施行

平成 12 年 9 月 17 日一部改正

令和元年 5 月 17 日一部改訂

平取カントリー倶楽部

本細則運用に関する全ての事項は競技委員会が決定する。なお、本細則及びローカルルール以外は、全て JGA の規則による。

① 競技参加資格

当倶楽部公式競技会の出場資格は当倶楽部 HDCP 委員会が認定する HDCP50 位内の会員とする。但し、HDCP31～50 迄の会員が HDCP30 として出場することが出来る。

② 競技参加申し込み

競技会に参加申し込みをしようとする会員は、競技開催前々日 PM5:00 迄に申し込みを完了すること。尚、競技参加申し込みをした会員で、当日不参加の場合は、(受付締切開催前日 PM5:00) 迄に競技委員会又は倶楽部事務局に連絡すること。その時刻迄に取り消しの無い場合は、参加料を徴収する。

③ 競技スタート及び組合せ

競技スタート時間及び組合せは前日に倶楽部ハウス内に掲示する。

④ 競技の成立

競技成立は参加人数又は天候等により競技委員会が決定する。又、競技委員会が天候その他の事情により、コースの状況がプレーに不相当と認めた場合は、競技中止又は延期することが出来る。

⑤ 競技成績同位の場合のランク決定方法

競技者の成績がタイになった場合は、次の方法で勝負を決定する。但し、委員が必要と認めた場合は、別の方法で決定することが出来る。

(1) 優勝者がタイの場合は、サドンデスにより決定する。

(2) 2位以下がタイの場合は、グロスの少ない方を優先とし、尚タイの場合はマッチングスコアカードにより決定する。更にタイの場合は、カウントバックにより勝者とする。

(3) マッチプレーがタイに終わった場合は、いずれかのサイドが 1 up する迄マッチを続け勝者を決定する。

⑥ その他

(1) 当倶楽部の公式競技に於ては、1ヶ月以内にスコアカード2枚以上の提出が無い会員が優勝した場合は、第2位とする。但し、1ヶ月以内に当倶楽部の公式競技に参加している場合はこの限りでない。